

朝里川温泉貯湯槽及び配湯管等洗浄業務仕様書

本仕様書は、朝里川温泉貯湯槽及び配湯管等洗浄業務（以下、「本業務」とする）の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき誠実に実施するものとする。

本仕様書における「貯湯槽」とは、小樽市の源泉からの温泉水を一次貯蔵している配湯槽及び配湯槽間をつないでいる配管のこととし、「配湯管」とは、貯湯槽から各受給施設間をつないでいる自然流下及び圧送の2系統の本管並びに本管から分岐した後の各受給施設における計量装置までの配管のこととする。

1 業務名 朝里川温泉貯湯槽及び配湯管等洗浄業務

2 履行場所 朝里川温泉2丁目

3 履行期間 契約日から平成31年3月25日まで

4 業務の目的

レジオネラ属菌対策として、貯湯槽の消毒洗浄及び貯湯槽から各受給施設の計量装置までの配湯管の消毒を行うことによる予防措置を目的とする。

5 業務内容

本業務における、消毒洗浄箇所は別紙図面のとおりとする。

(1) 貯湯槽の消毒洗浄

- ア 貯湯槽の洗浄及び消毒を行う。
- イ 洗浄は高圧洗浄とする。
- ウ 洗浄後、濃度2%以上の過酸化水素水により消毒を行う。

(2) 配湯管の消毒

- ア 貯湯槽から受給施設の計量装置までの配湯管に、(1)ーウの過酸化水素水を通すことで消毒を行う。
- イ 受給施設における計量装置のフランジ等継手部分に排水装置を設置し、一定量の排水を行った後、中和剤にて処理を行うものとする。
- ウ 排水装置からの排水を受け、適切に中和処理を行うための仮設タンク等を用意するものとする。
- エ 配湯管本管については、終末部よりイ及びウと同様に排水及び中和処理を行うものとする。
- オ 中和処理後の液体については、産業廃棄物として適切に処理するものとする。なお、産業廃棄物の処分量については70m³として算出し、請求時に実額にて確定するものとする。

(3) 消毒後の復旧

消毒後、配湯管終末部及び各受給施設の排水装置において排水のpH測定を行い、委託者が通常値と判断するまで監視を行ったうえで復旧作業を行うものとする。

(4) 作業時の温泉供給

本業務の実施について、事前に各受給施設に対し温泉供給が一定期間休止する旨を委託者より伝えるもので

あるが、事情やむを得ず本業務の作業中に温泉の供給が必要になった場合は、源泉より直接湯を揚げるなどの方法により受給施設が指定する場所へ適切に温泉を供給するものとする。なお、その際に供給した温泉の量を測定し、後日報告するものとする。

(5) 消毒後の水質検査

作業終了後、速やかに貯湯槽、配湯管本管終末部2箇所及び各受給施設の計量装置部の温泉水のレジオネラ属菌の検査を行うものとする。

6 業務責任者

- ・ 受託者は、選任した従事者の中から、業務監督の総括に当たる業務責任者を選任すること。
- ・ 業務責任者は、この仕様書の業務目的及び内容等を十分に理解して業務を遂行すること。

7 報告書の提出

作業完了後、速やかに作業報告書を提出するものとする

8 支払方法

本業務終了後、請求により委託料を支払うものとする。

9 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うこと。

10 再委託の禁止

受注者は、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

11 その他

- ・ 業務の内容、仕様等に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。
- ・ 温泉施設は長期間停止することができないため、作業にあたってはタイムスケジュールを作成の上、事前に委託者と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本業務に必要な物品・資材や車両等については、全て受託者の責任において用意するものとする。
- ・ 本業務の作業中に貯湯槽等温泉施設及び設備に破損が生じた場合、受託者の責任で現状復旧するものとする。ただし、破損が明らかに老朽化によるものと委託者が判断した場合はその限りではない。
- ・ 本業務に必要な電源については、貯湯槽に設置されているものに関しては、その電力容量の範囲内で使用することを認める。
- ・ 貯湯槽内の各機器の運転操作は、委託者が行うものとする。